

介護雇用管理改善等計画の改正案 関係資料

- 資料2-1 介護雇用管理改善等計画の改正について(概要)
- 資料2-2 介護雇用管理改善等計画の改正案 新旧対照表
- 資料2-3 介護労働の現状について

介護雇用管理改善等計画の改正について(概要)

<改定の背景>

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条において「厚生労働大臣は、介護労働者の福祉増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画を策定するものとする」と規定されていることに基づく計画

本年度からの介護報酬の改定等、介護労働に関する新たな動きを取り入れて、国、事業主等関係者による介護労働者の雇用管理改善の取り組みの新たな指針たるものとする

<主な改定の内容>

第1 計画の基本的考え方

安定的な人材の確保の必要性、処遇改善の重視

第2 介護労働者の雇用の動向

介護労働者の需要と供給の見通し

第3 計画の目標

単なる指標達成から定性的な目標と組み合わせ、目標自体を具体化する

雇用管理改善の推進

・雇用管理体制の整備

適切な雇用管理がなされるよう、施設長等の責任者の知識・理解を深め、雇用管理責任者の選任事業所率50%以上を目指す

・定着促進

離職率が全産業平均程度に近づけることを目指す

・キャリア管理の推進

事業所においてキャリアパス構築のための評価基準を作成し、人事諸制度と関連づける

・仕事の満足度

仕事の満足度の向上を図り、悩み・不満・不安の要因分析・解消

能力開発

職業キャリアの発展を促す意識的な能力開発を推進し、教育・研修計画立案事業所率60%以上を目指す